

## 都市計画区域内の主な形態規制等について

用途地域等		第二種低層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	指定なし
容積率		200%					300%	200%
最大幅員の前面道路が幅員 12m 未満の場合		幅員(m)×0.4				幅員(m)×0.6		
建ぺい率 ※角地の場合は+10%		60%				80%	80%	70%
外壁の後退距離		—						
絶対高さ		10m	—					
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離	20m				20m	
		勾配	1.25				1.5	
	隣地斜線	立ち上がり	—	20m			31m	
		勾配	—	1.25			2.5	
	北側斜線	立ち上がり	5m	—				
		勾配	1.25	—				
日 影 規 制	対象建築物		軒高 7m 超 又は 3 階	10m超			—	
	測定面		1.5m	4m			—	
	規制時間	5m ライン	4 時間		5 時間		—	
		10m ライン	2.5 時間		3 時間		—	
防火・準防火地域		—						
22 条指定区域		用途地域内全域が指定区域						—